## 文化庁月報

## 

題字デザイン・桑山弥三郎

「歴史の道」随想坂本太郎4
ヨーロッパ諸国をまわって安達健二 7
随想
栗きんとん大野林火10
文化庁ニュース
昭和52年度文化勲章受章者、文化功労者決定12
昭和52年度紫綬、藍綬、黄綬褒章決定13
昭和52年度秋の勲章受章者決定・・・・・・・13
昭和52年度地方文化指導者の海外派遣14
録音・録画問題検討へ ・・・・・・・14
——著作権審議会第5小委発足——
文化財愛護活動全国研究集会開く15
図書館における複写サービスに係る有資格者決まる16
大盛況の日本民謡まつり19
放送と音楽と著作権・・・・・・大家重夫・・・・・21
大日本作曲家協会のこと
我が県の文化行政
滋賀県の文化行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
文化財保護法教室(13)
埋藏文化財(I)27
美術館・博物館・文化施設めぐり⑦
古美術品の五島美術館30
国产邮相

## 「歴史の道」随想



な企てであると思う。
かるという。これは史跡保存事業として画期的めるという。これは史跡保存事業として画期的業を始め、由緒ある古道や水路の整備保存に努業を始め、由緒ある古道や水路の整備保存に努力を企てであると思う。

私は昭和二十五年十二月文化財保護法の施行私は昭和二十五年十二月文化財保護法の施行を、専門審議委員に任命せられ、史跡部に伴って、専門審議委員に任命せられ、史跡部は伴って、専門審議委員に任命せられ、史跡部に伴って、専門審議委員に任命せられ、史跡部に伴って、専門審議委員に任命せられ、史跡部に得っている。

一文

化 庁

Ħ

を顧み、 は生え、 法になっても 物保存法施行時代からの考え方で、 懐を抱いてもらえばよい。それによって、 0 7 々には「夏草やつは者共の夢の跡」といっ いである。 τ その 指定した史跡には手をつけさせない。 頃 昔をなつかしむ情緒は養われるとし 木は茂るにまかせて、 の史跡保存の姿勢は現状維持主義であ これは戦争以前の史蹟名勝天然記念百をなつかしむ情緒は養われるとしたてもらえばよい。それによって、歴史 史跡保存の保守性に変わりはな 史跡を訪れた人 文化財保護 た感 草

第111号

## 坂本太郎

東京大学名誉教授)

かったのである。

るかに追われるの 会の審議は、そうした現状変更にいかに対処する要求が相ついで起こるようになった。史跡部 や宅地の造成のために、史跡の現状変更を求め えが強まった。そこへもってきて、 な制限を加えるものとして、 定を希望する人が多かった。 物件の所有者の名誉と考えたことであって、 前には史跡に指定せられることは、その土地や 跡に対する観念が、 守性が自然に守られなくなってきた。 ところ 時代の進むに従って、 が常であっ 戦前戦後では激変した。戦なくなってきた。第一、史 た。 そう した保

事前に発掘調査をした所、建物遺構の存在が分北辺の一条大路を拡幅するという事業が起こりものは、平城宮跡保存の問題であった。昭和二ものは、平城宮跡保存の問題であった。昭和二とも重要な転機を史跡保存の上にもたらしたっとも重要な転機を

一方、丘幾日に失道は、2歳日に・・・・たことが推定された。かり、そのあたりに平城宮宮殿の一部が存在しかり、そのあたりに平城宮宮殿の一部が存在し

建設も阻止する力はないからである。 建設も阻止するりと、所有であれば十分な調査は行えず、近鉄の車所有であれば十分な調査は行えず、近鉄の車の有であれば十分な調査は行えず、近鉄の車の車をである。 はもとより社会各層の人々の間に高まり、 調査保存しなければならぬという意見が、 没されているであろう。平城宮跡は一体として 当然車庫の予定地あたりにも官衙の跡などが埋 に車庫を建設すると に指定されている地域の西南方に当たる水 近畿日本鉄道は、 Ó 大きさが推測されている以上、 一条大路の 平城宮跡としてす 近鉄の車庫 調査で、 学会 0 中

関係上、 別に優先的に買上げるというのは、どれくらいかの年次計画で、または臨時緊急のときには特 重要な史跡保存の上にプラスになったか、 政策の基礎の上に成り立ったのである。 を図るというすばらしい発想は、 史跡保存の拠点とし、 跡保存の上の画期的な進歩である。 心として、 知れ 重要な史跡は国が買上げるという方針は、 ない 一時の買上げは不可能にしても、 東は多賀城、西は大宰府を重点的な 徹底的な調査をし、 である。予算の、こうした買上 平城京を中 はか 何年 保存 史

は昭和四十一年に発足した古都保存法による歴進は、史跡の広域保存ということである。これ・史跡の買上げに続いて見られた史跡保存の前

れていないということであった。しかし、当時に限定せられ、周囲の環境にまで配慮が及ぼさ 委員として八年間在任したが、そこで論議され 関として、歴史的風土審議会が設けられ、設省であった。この法を実施するための監 護で文化庁としばしば対立する立場にあっ のできないことであった。 の文化財保護法では、これは如何ともすること たことの一つに、 に脅かさ 運営に当たった官庁は、 土の保存が契機となっている。 議員立法として日の目を見たもので、 れるという現実を、何とか防ごうとい 倉の風致や飛鳥の史跡が宅地造成の た。この法を実施するための諮問機 文化庁の史跡指定が狭い地点 これまで文化財保 古都保 私も た建

**第 111 号** 

り、史跡保存の広域化といってよいと思う。存の対象として環境を取り入れた法的措置であたの地区を定めることを規定したのは、史跡保存の地区を定めることを規定したのは、東跡保存の地区を定めることを規定したのは、 市町村がまた。 
の地区を定めることを規定したのは、 
の地区を定めることを規定したのは、 
の地区を定めることを規定しての値値を形成している環境を限存するため、 
市町村がを形成して、 
の対象として環境を取り入れた法的措置である。

- 文 化 庁

月

美術品について言っていることであることは否新法の眼目の一つであったが、それはもっぱらもに、その活用を図るということは、当初からもに、その活用を図るということは、当初から面に強く目が注がれ出したことも忘れてはなら面に強く目が注がれ出したことも忘れてはなら面に強く目が注がれ出したことも忘れてはなら

**-** (5)

のねらいのあったことは確かである。して、世人の美的教養を高めるという所に、そめない。美術品を個人の秘蔵とせず、広く公開

史跡は活用といっても、性質上私蔵できるようなものではなく、人に見てもらうことは当然であるが、平城宮跡のような広大な土地が、史跡ということで何の手もつけられず、土地で作ったり、芝生を張ったりするだけで放置されているのを見ると、どうして活用したらよかろうかという考えが、誰の頭にも浮かぶのである。

るのである。

各府県で史跡の割合多く集まっている地域に「風土記の丘」というものを作らせて、古墳やに各種の史跡に接することができるようにしたに各種の史跡に接することができるようにしたにみ種の史跡に接することができるようにしたにあれば、その活用の一つの方法であり、「風土記で兵」という名に難点はあるにしても、史跡の割合多く集まっている地域に

記の丘」の構想に連なる活用の面をももつもの備も、この広域化の一環を担うとともに、「風土今回文化庁の企図する「歴史の道」の保存整

うべきである。 ・ ウベきである。 ・ であり、文化財保護法施行二十六年で到達したであり、文化財保護法施行二十六年で到達した

道はいうまでもなく、人間の生活に欠くことのできないものであるから、人のある所必ず道のできたのである。ただそれが『魏志倭人伝』はできたのであったり、日本書紀推古天皇二十一年の条にいう、難波より京に至るまで置かれた大道であったりという別は昔からあり、ある意味道であったりという別は昔からあり、ある意味道であったりという別は昔からあり、ある意味で文明の発展は道の発展に象徴されるといっても過言ではない。

またがかなり変わっている。西洋人は道の機能を方がかなり変わっている。西洋人は道の機能をきわめて大切に考える。都市を作るにしてもまず道を造る。坦々たる広野の中にも、嶮峻な山の中にも、道だけは完全に整備されたものが通じている。見渡す限りの広野の中の大道を一直はている。見渡す限りの広野の中の大道を一直線に疾駆して時々部落に出会う。これがかつてフランスやオランダの田舎を旅した時の私の印象である。

作られたものだから、 ことに慣れてきた日本人の心情 備を整えてから、事を始めるという西洋人の生 という形になる。これはすべて基礎を固め、 日本では人が住み部落ができてか 町に行く 臨機応変に間に合わせの生活をする ために、 、道を作る。 計画性がなく、 との 必要に応じて 差であ 迁余曲折 準 7

道だけのことではない。国民性と風土とに根ざ いうべきものであろう。

**-** (6)-

達した生命で大生命では、 四方に発し、それから次々に支路を出し、 风 b れた道は、 西洋の道と 七十二箇の道を支配したという。これらの総 |〜三〇五)の時代、ローマから二十箇の道が かべ た生命線であった。 の固 ○○○マイルに及ぶ交通網が、 V 3 ディオクレティアヌス(AD二八すべての道はローマに通ずると言 きず いえば、すぐ古代ローマの道を思 りなであり、 領土の先端にまで 0

0

長期間 チベル川にかけられたヴィア・フラミニアのア代のハイウェイと並んで走り、ナルニの近くでのヴィア・フラミニアは、昔の敷石を残して近 平らかにし、軟らかな砂利道の上に象篏のようい。巨大な石をダイアモンドの形に稜を切って 々ならぬものであったことは、これで分かる。 · 7 今日 ウグスタスの石橋は、残った昔のアーチの下を ミニアなど、 にはめこんだ。従って表面は固く、重量に堪え その そ 1電車が れらの大道は薄い層で作られたものではな エクスペディションの成果を拝借したも 道は、ヴィア・アッピア、ヴィア・ファ何の修繕もせずに持ちこたえたという。 々走ってい 今日まで残っており、ローマ郊外ウィア・アッピア、ヴィア・フラ :の石造記念物は保存に便利である。 ·ゲンを団長としたローマン・ロている。以上は、ビクター・W マ人が道路によせた情熱の並 る。 以上は、ビクター W

- 文 化 庁 月

00

報

は難中の難である。「歴史の道」といっても、その造り方がまるでちがうのだから、古道の保存い。道そのものに対する観念がちがう上に、道しいが、これを日本にあてはめることはできな めて検討する必要があろう。 保存整備を具体的にどうするかは、衆知を集 マン・ロードは至る所に遺跡が存在するら

の俤を留め、保存状態も良好である。芭蕉の奥道路に沿った独立丘陵であるだけに、割合旧時深い。白河関跡だけは、交通の余り激しくない深い。白河関跡だけは、交通の余り激しくないによって孤立して邪魔物扱いにされている感がによって無い。 所跡など、 細道に、 これまでも日光杉並木街道や、 すでに史跡に指定されたものもある。も日光杉並木街道や、一里塚や、関

一にして、風騒の人、心求めしもことはりなり。 しとぞ。 雪にもこゆる心地ぞする。 に残し、 を改めし事など、 か、りて、旅心定まりぬ。 心もとなき日かず重なるま、に、 なり。 卯の花の白妙に茨の花の咲そひて、 紅葉を俤にして、青葉の梢なほあわ 風騒の人、心をとどむ。 清輔の筆にもとどめをかれるでする。古人冠を正し衣裳 。中にも此関は三関のぬ。いかで都へと便りるまゝに、白河の関に 秋風を耳

n

芭蕉が白河の関を見て、 64 感慨が察せられる。 卯の花をかざしに関の晴着かな 今の人たちにこれほど 古代に思いを馳せた 曾良

深

第 111 号

人はどういう気持ちでこの道を越えたの感興を期待するのは無理であるが、 みることは意味あることであろう。 と、様々な想像を逞しくして、 いう気持ちでこの道を越えたであろう 古道を辿っ せめて古 て

か

る。 古 仕事であろう。 ままの現状を維持させることがまず着手す 物を造らせず、 そう 夜燈でも路傍にあれば、これに越す 古 古い並木が残り、江戸時代の道しるべや常道にはそれぞれに歴史の年輪が刻まれてい いう道こそ、 広告の類を一切おかず、 自動車を通さず、 近代風の建 ものはな 自然の ~ き 63

い町かか あたり、 田峠に向う道、奥州街道で鳴子町と岩出山町 中山道の妻籠・馬籠の宿あたり、 から熊野本宮を経て那智大社に至る間などと 文化庁で最初に取上げようと考えて が、 熊野参詣路で中辺地といわれた上富田 候補地はまだまだたくさんあるであ 下諏訪から和 いる所 ろ 0 は

の資格をして名高 思う道は、 「歴史の道」の王者にふさわしくはないかい所だから、沿道にある幾多の旧跡とともたっているが、恐らく開発などは及びそう L ある。これは美濃の中津川 こっているが、恐らく開発などは及びそうもない時は昭和二十七年で、それからずい分時は資格を失っていなかった所である。私の踏査 私 の狭 かに考える。 1/2 43 (検路で、 御坂峠を越える古代東山道の官道で 見聞からぜひ取り上げて頂きたいと 沿道にある幾多の旧跡とともに、 木曽路が開かれても、 から信濃の阿知に通 官道

後 記

編

○坂本大郎先生の「歴史の道」随想は、 ○坂本大郎先生の「歴史の道整備計 和五十三年度概算要求で歴史の道整備計 和五十三年度概算要求で歴史の道整備計 をものであり、奥味深い。文化庁でも昭 のであり、東味深い。文化庁でも昭 のであり、東味深い。文化庁でも昭 の坂本大郎先生の「歴史の道」随想は、 される。

○昭和五十二年も今月で終わりであるが、 十二月に入ると街も職場もせわしくなる。 文化庁でも予算折衝の最終段階を迎え、 各課とも一年中で最も忙しくかつ活気の ある月となる。「伝統を生かし、未来をつ くる文化の振興」が文化庁の要求のキャッチフレーズである。その実現のために は大幅な予算の増額が前提となる。

TEL(O三)二六八-二一四一(代表)株式会社 ぎょうせい 営業課 広告の問合せ・申込み先

「文化庁月報」十二月号 (通巻第一一一号) 昭和52年2月25日印刷・発行 編集文化庁 東京都千代田区置が関3丁目2番2号 発行所株式会社 第045〇世() 本社下叫東京都中央区銀座7丁目4番1号 電話()三)二六八十二一四一代後) 振春口座 東京 九十二六一番

年間購読料 一、八〇〇円定価・一五〇円(送料二九円)